

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	宇佐美学園食堂防水改修工事（校舎棟ほか漏水対策追加工事）
2 施 行 場 所	静岡県伊東市宇佐美545番地
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	校舎棟トップライト漏水対策工事 一式 浴室棟通路屋根漏水対策 一式
5 工 期	令和7年2月7日まで
6 契 約 金 額	5,962,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和7年1月23日
8 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 商 号 又 は 名 称	東京都中央区京橋二丁目8番5号 読売京橋ビル7F 平井工業株式会社 東京支店 支店長 石松 昇洋
9 随 意 契 約 締 結 の 理 由	<p>現在、宇佐美学園食堂屋上防水工事（以下「本体工事」という。）は、上記業者が施工中である。校舎棟のトップライト及び浴室棟の屋外通路の屋根から漏水が発生しており、同学園の施設運営に影響があるため、早急に対策を講ずる必要がある。</p> <p>今回の工事は、本体工事と同一の工種、職種であることから、追加工事とすることにより、下請業者を含めて同一会社により作業を行うことが可能となる。</p> <p>また、一元的な施工管理により、車両及び資機材の搬出入動線の重複、工事業者同士の交錯の回避が可能となる。このため、施工上同一現場での作業、工程調整を効率的に進めるためには、本体工事を施工している同者が施工することが最も有効であり、共通仮設を本体工事と共用することによる仮設費の削減も見込める。</p> <p>以上のことから、現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進めることが出来るため、同者と随意契約を締結する。</p>
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号